

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先：科学技術庁長官，原子力委員会委員長)

佐世保港の異常放射能の検出について(申入れ)

標記のことについて，本会議第330回運営審議会の議に基づき，下記のとおり申し入れます。

記

1963年初頭，はじめて日本国本土に，アメリカ原子力潜水艦の寄港問題が起った当時，日本学術会議は，まず，従来深い関心を払って来た原子炉の安全性の観点から，原子力潜水艦の寄港は「一時的な原子炉設置と同様に考えらるべきであって」その安全保証について，政府が十全の措置をとるべきであると指摘し，更に，その事故時ならびに平常時の危険性にかんがみ，政府が「公式に安全性の検討と確認を行いかつ，その結果を国民に明らかにするよう」要望した。そして，同年4月，第39回総会において，その条件が満たされていない段階で，「日本国民の安全がおびやかされるおそれがあるので」，「原子力潜水艦の日本寄港はのぞましくないと考える」との声明を行った。ひきつづいて，1964年10月第42回総会においては，核兵器の全面廃棄について，世界の科学者に対する協同の努力を呼びかけたが，その際，明瞭に原子力艦船の海洋汚染の危険を指摘している。

このたび，佐世保港において，異常放射能が検出され，専門家検討会の専門家によって，これがアメリカ原子力潜水艦から放出された疑が濃厚であるとの知見が発表されたが，これは，さきの日本学術会議の憂慮が，単なる杞憂でなかったことを示している。そして，当時から本会議が表明して来た主張は，科学的に正しく，かつ，今回の問題さらに一般的海洋汚染問題等を解決する具体的措置の基礎となるものと考えらる。

政府は，日本学術会議の上記の勧告をとり上げ，正しく措置されるとともに，諸声明の趣旨についても検討を行ない善処されることを要望する。